



四国税理士会報

第403号
2019.9.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 清田 明弘
●編集人 / 松岡 真澄美
●ホームページ / <http://www.shikoku-zei.or.jp>



にこ淵の仁淀blue

撮影者 高知支部 松岡 宣明

主な記事

高松国税局長着任のごあいさつ
新任支部長の就任あいさつ

税の広場

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措置法69の4)

1 措置法69の4③一に規定する特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等(注)が除外されました。

なお、相続開始前3年以内に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等について本特例の適用を受ける場合には、一定の書類の添付が必要とされています(措規23の2⑧一)

(注) 一定の規模以上の事業を行っていた被相続人等の当該事業の用に供されていたものを除きます。

一定の規模以上の事業とは、次の算式を満たす場合におけるその事業を言います。

(措令40の2⑧)

(算式)

$$\frac{\text{上記の事業の用に供されていた一定の資産(*)のうち被相続人等が有していたものの相続開始時の価額の合計額}}{\text{上記の新たに事業の用に供された宅地等の相続開始時の価額}} > 15\%$$

* 一定の資産とは、

- ① 当該宅地等の上に存する建物(その附属設備を含む)又は構築物
- ② 所得税法第2条①十九に規定する減価償却資産で当該宅地等の上で行われる当該事業に係る業務の用に供されていたもの(上記①に掲げるものを除く)
- ③ 当該資産のうち当該事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、当該事業の用に供されていた部分に限ります。

被相続人が相続開始前3年以内に開始した相続又はその相続に係る遺贈により措置法第69条の4③一に規定する事業の用に供されていた宅地等を取得し、かつ、その取得の日以後当該宅地等を引き続き同号に規定する事業の用に供していた場合における当該宅地等は、上記の「新たに事業の用に供された宅地等」に該当しないものとされました(措令40の2⑨)

* 被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等についても同様の措置が講じられました(措令40の2⑩)

2 本特例は、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受けた特例事業受贈者に係る贈与者又は相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例事業相続人等に係る被相続人から相続又は遺贈により取得(注)をした特定事業用宅地等については、適用しないこととされました。(措置法69の4⑥)

(注) 上記の「取得」は、個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得を含みます。

【適用時期】

- ① 平成31年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する宅地等に係る相続税について適用になります(改正法附則79①)
- ② 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得する宅地等については、平成31年4月1日以後に新たに事業の用に供された「上記1」に定める宅地等が特定事業用宅地等の範囲から除かれることとされました(改正法附則79②)

お国自慢

香川

藤目 暢之 (高松支部)

「お伊勢さまに“どぶ酒”奉獻」(天下ご免の宇賀神社)

私の出身地(三豊市豊中町笠田)の鎮守の神様は、宇賀神社というお社に祀られています。祭神は豊受姫命とようけひめのみことと笠縫姫命かさぬいひめのみことと言われお酒造りに長けていた神様です。歴史は古く、少なくとも文献によれば300年以前から、宮司の言い伝えによれば延喜(901~923)のころから(1,000年前から)とも言われています。

伊勢神宮とも関係が深く、春造られたどぶ酒は毎年内宮と外宮へ一樽ずつ奉獻されています。とはいえこのどぶ酒は、れっきとした酒造免許を受けて、御神酒として造られています。毎年春と秋にそれぞれ約5斗(約90ℓ)ずつ年約1石のどぶ酒を造っています。(酒税も納めています。)



さて、「どぶろく祭り」ですが、正式には大振舞おおふるまいと言ひ、秋のお祭り(10月第3日曜日)の前日(土曜日)が「どぶろく祭り」として、氏子だけでなく、近隣の酒好きも集り振る舞われます。(ちなみに今年は10月19日・20日です)。

私が子供の頃は、酸っぱいおいしくない酒と言われていましたが、今は「川鶴酒造」の杜氏のご指導で、結構うまい「どぶろく」になっているようです。私もお祭りには、氏子専用の「かわらけ」で一杯だけいただいて帰っています。

(参考)

明治以降の酒税法令の変遷により、明治31年に醸造廃絶となったのを、熱心な請願により「同33年6月16日酒税法第36条により免許す」との丸亀税務管理局からの文書がある。

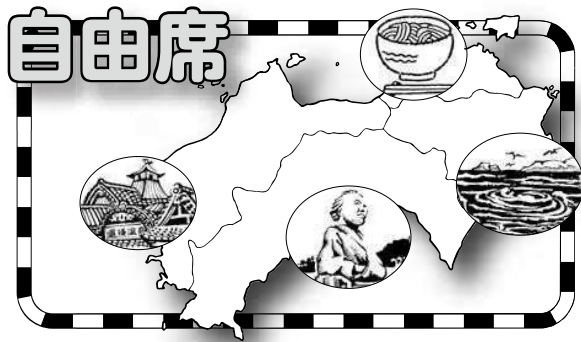
(参考文献)

「どぶろく祭りの由来」

(発行) 宇賀神社

(編集) 宇賀神社総代





MLB (アメリカ大リーグ)
に取り憑かれ

茅原 哲生
(丸亀)

昭和49年、ニューヨークメッツが日米野球で来日。1962年の創設当初はお荷物球団と揶揄されたメッツだったが、69年にワールドチャンピオンとなりミラクルメッツと称えられた。ヤンキースのレジェンド、ヨギ・ベラ監督以下、エースは69年に25勝を挙げたトム・シーバー、主軸は後にヤンキースの名将となるジョー・トーリ、後に大洋の助っ人として首位打者を獲得するミヤーンら錚々たる選手のプレーに18歳の私はテレビに釘付けだった。以来、サンテレビのメジャーリーグアワー(当時、阪神戦のない月曜日に放送)にかじりつき、79年にはMLBオールスターズ対全日本を西宮球場で生観戦するなどはまり続けた。野茂が海を渡って以降はイチロー、松井、松坂など続々と活躍する日本人メジャーリーガーの試合をテレビで観るにつけ、選手達のプレーはもちろん、球場や歴史など益々MLBの魅力に取り憑かれていき、遂に定年退職を機にMLB観戦の夢を実現することにした。

初年度は、ボストンとニューヨークだ。ボストンの球場フェンウェイパークは築100年以上というメジャー最古の歴史を誇り、球場に入った瞬間、グリーンモンスター(左翼の緑の壁)の威容や歴史のオーラに身震いがした。また、ヤンキースタジアムではその年の新人王ジャッジの52号特大ホームランや守護神チャップマンの166キロ剛速球に度肝を抜



かれた。

翌年は、大谷のエンジェルス入団とイチローのマリナーズ復帰のニュースに躍り上がり、即シアトルでのマリナーズ対エンジェルス三連戦のチケットを購入したのだが、その後イチローは今期プレーしないとの報にガックリ。さらに、出発四日前には大谷の故障者リスト入りの報に「なんと持ってない。」との思い。しかし、三試合目の試合前練習にイチローの姿が！練習後にお問い合わせすると持参したユニフォームにサインしてくれた！「なんと持っている。」との思いでご機嫌で帰国した。

さあ、次はいつどこの球場へ行こうかと胸を躍らせている。

◆◆本年度の全国統一ポスター◆◆



四国税理士協同組合から図書斡旋のお知らせ

一部商品に
早期割引の
特典あり!!

2020年版の税務手帳等について、予約販売の受付を開始します。
下記の申込書により、四税協事務局又は各県事務局宛にお申し込みください。
(組合員・賛助会員の皆様には「税務手帳」を1冊無料で贈呈します。(11月号の会報に封入))

◆◆◆ 2020年版 税務手帳等申込書 ◆◆◆

☆10/15(火)の受付分まで、一部商品を予約特価で承りますので、是非、お早めにお申し込みください。
上記以後の受付分及び予約特価の設定がない商品については、組合員価格で販売します。
(商品の詳細は、同封のパンフレットをご覧ください。)

10月下旬刊行予定

10/15まで (税込・10%)

	商品名	編集	定価	組合員価格	予約特価	申込数
1	税務手帳(2020年版)	中央経済社	950円	854円	787円	冊
2	税務日誌(2020年版)		2,450円	2,204円	1,972円	冊
3	職員執務日誌(2020年版)	日税連	1,980円	1,782円	1,749円	冊
4	税理士手帳(革表紙+中身3分冊)			3,135円		冊
	税理士手帳(中身3分冊のみ)			990円		冊
5	確定申告の早見表(令和元年版)		240円		冊	

令和元年 月 日

氏名または名称		
所属支部		税理士 登録番号
受取方法	① 個別送付希望 (送料実費負担) ・ ② 下記事務局で受取り	
連絡及び送付先	(〒 -) (ご担当者) TEL () -	

予約特価の申込期限は、10月15日(火)受付分まで

~~~~~ お申し込みは、下記事務局四税協事務局まで ~~~~~

①個別送付及び税務手帳に印字をご希望の方は

|             | TEL            | FAX            |
|-------------|----------------|----------------|
| 四 税 協 事 務 局 | (087) 823-2515 | (087) 823-2080 |

②下記事務局でお受け取りの方は、各事務局まで

|         | TEL            | FAX            |
|---------|----------------|----------------|
| 香川県連事務局 | (087) 823-1600 | (087) 823-1640 |
| 愛媛県連事務局 | (089) 945-5761 | (089) 921-6371 |
| 徳島県連事務局 | (088) 623-0424 | (088) 653-7435 |
| 高知県連事務局 | (088) 822-5837 | (088) 872-5263 |
| 丸亀支部事務局 | (0877) 22-0041 | (0877) 22-0041 |

令和元年10月1日より実施される消費税増税に伴い、当組合で販売している商品の価格が下記のとおり変更となりますのでご案内いたします。

令和元年9月30日まで(現行)

令和元年10月1日から

| 商品名             | 税抜価格 | 令和元年9月30日まで(現行) |              | 令和元年10月1日から    |              |
|-----------------|------|-----------------|--------------|----------------|--------------|
|                 |      | 消費税<br>(税率8%)   | 販売価格<br>(税込) | 消費税<br>(税率10%) | 販売価格<br>(税込) |
| 領収書兼請求書(複写式50組) | 330円 | 26円             | 356円         | 33円            | 363円         |
| 税理士用箋(100枚綴)    | 300円 | 24円             | 324円         | 30円            | 330円         |

### — 四国共済会からのお知らせ —

「確定申告の早見表」を会員の皆様に1冊無料で贈呈します。(11月号の会報に封入)